

【事例6】 誘い出し・つきまとい



◆中学女子生徒Aが、LINEを通じて知り合った成人男性Bと連絡を取り旅行に出かけ、わいせつな行為をされた。母親が警察に通報し、保護された。

◆高校女子生徒Cと以前からインターネット内で交流のあった成人男性Dが、学校祭の日に学校の前で3時間以上待っていた。



◆中学男子生徒Eが、交際を断られた同級生の女子生徒Fとその友人Gに対して、憎しみを感じ、FとGに嫌がらせメールを何度も送信した。

(未然防止)

インターネット上のやり取りは、相手の顔や表情が見えないため、相手の人物像を自分に都合よく想像してしまうことが、事件に巻き込まれる要因となっていることを理解させる必要があります。また、実際に会った後に脅迫されて再度会うことを要求されたりすることがあります。このような被害に遭わないためにも、インターネット上で知り合った人とは絶対に会わないことを指導する必要があります。

また、インターネット上で知り合った人だけでなく、友人・知人・恋人であっても、下着姿や裸の写真・動画を撮影された場合、「リベンジポルノ」(別れた元恋人等の裸の写真や動画をインターネット上に流出させる嫌がらせのこと)の原因となる可能性も考えられます。このような被害に遭わないために、写真・動画を不用意に撮影して送信したり、撮影されたりしないよう指導する必要があります。

被害防止のポイント

- ・ 個人情報公開しない。
- ・ インターネット上で知り合った人とは絶対に会わない。
- ・ 下着姿や裸の写真・動画を撮影して送信したり、撮影されたりしない。
- ・ 困ったことがあったら、すぐに大人に相談する。

一方で、嫌がらせのメールを送り続けたりメッセージで乱暴な言葉を送ったりすることで、相手の心を傷付けたり恐怖を味わわせたりすることによって加害者となることもあります。このような犯罪にもつながることは、絶対にしないように指導する必要があります。

■ 「嫌がらせ電話をかける。

このような行為は、相手の人の精神を衰弱させることにつながります。

⇒ 傷害罪 (刑法第204条)

[15年以下の懲役、又は50万円以下の罰金]

■ 面会や交際を要求する。

- 電話やメッセージで「死ぬ」などの乱暴な言葉や、卑わいな言葉を告げる。
恋愛感情が満たされなかったことにより、これらの行為を行った場合、ストーカー規制法に抵触します。

⇒ つきまとい等の禁止 (ストーカー規制法第3条)

[警告、6か月以下の懲役、又は50万円以下の罰金]

■ 別れた元恋人等の裸の写真や動画をインターネットに流出させる。

- 裸の写真等を拡散目的でLINEのグループ等に掲載する。

これらの行為はリベンジポルノに該当します。

⇒ 公表罪 (私事性的画像記録提供被害防止法第3条)

[3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金]

⇒ 公表目的提供罪

(私事性的画像記録提供被害防止法第3条3)

[1年以下の懲役、又は30万円以下の罰金]